

<令和8年度手引の主な変更点>

1 更新申請の許可通知書発送時期の変更

「(13) 許可の通知」のイを変更 …P15

Before

更新の許可通知書は、有効期間満了日以後に発送します。



After

更新の許可通知書は、申請受付後、約1か月の審査が終了次第すみやかに発送します。

※受領後、許可の有効期間を御確認ください。

2 常勤性を確認する資料の変更

「①【申請日現在での常勤性を確認できる資料】」を変更 …P57、64、67、103、109

「健康保険証」及び「マイナンバーカード（マイナ保険証）の表面」の代わりに以下のいずれかの写しを提出

- ・ 健康保険の資格確認書の写し（有効期限以内のもの）（「資格情報のお知らせ」とは異なることに注意）
- ・ 運転免許証の写し（有効期限以内のもの）（両面）
- ・ 発行後3カ月以内の住民票（個人番号及び住民票コードを省略したもの）（原本提出）

(2) 常勤役員等（経営）及び直接補佐者の確認資料	
常勤役員等（経営）及び直接補佐者を置く場合は、その全員について以下①～③の資料がそれぞれ必要です。なお、般・特新規、業種追加、更新の申請においては、③は不要です。	
①【申請日現在での常勤性を確認できる資料】	常勤性の定義についてはP7参照
(個人) 他の事業者の社会保険へ加入していないことの証明として以下ア及びイ-1（個人） (法人) 申請法人における社会保険への加入の証明として以下ア及びイ-2（法人）	
ア 氏名、生年月日のわかる（申請・届出提出時に）有効期限内のもので、以下のいずれかの写し	
・ 健康保険証（令和7年12月1日以前の提出時に限る。令和7年12月2日以降提出時は不可） ・ マイナンバーカード（マイナ保険証）の表面 ・ 資格確認書（「資格情報のお知らせ」とは異なることに注意）	
イ-1（個人）	
直近決算の個人所得税確定申告書の写し（第一表、第二表、受信通知（メール詳細）） ※ 令和7年1月以降に紙で提出した確定申告書の写しを提出する場合は、都税事務所発行の個人事業税の納税証明書（原本）又は税務署発行の納税証明書（その2）で事業所得金額の証明があるもの（原本）を併せて提出すること（対応する年度について、P86下も参照）。	
イ-2（法人）	
申請者の所属を証明するため、以下のいずれかの資料（ただし、アにおいて事業所名の印字が確認できる場合には省略可能）	
・ 健康保険・厚生年金保険被保険者に関する標準報酬決定通知書の写し ・ (70歳以上の場合) 厚生年金保険70歳以上被用者該当及び標準報酬月額相当額のお知らせの写し ・ 資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し ・ 住民税特別徴収税額通知書（徴収義務者用）の写し ・ (新規に認定する者に限り) 特別徴収切替届出（受付印のあるもの）の写し ・ 直近決算の法人用確定申告書の写し（表紙（別紙一）、役員報酬明細、受信通知（メール詳細）） ※ 申請法人において役員として一定額の役員報酬を得ていることを証する必要がある。 ※ 令和7年1月以降に紙で提出した場合は都税事務所発行の法人事業税の納税証明書（原本）を併せて提出する ・ 厚生年金保険の被保険者記録照会回答書の写し ・ (新規に認定する者に限り) 資格取得届（受付印のあるもの）又はその通知の写し ・ (70歳以上の新規に認定する者に限り) 厚生年金保険70歳以上被用者該当届（年金事務所の受付印のあるもの）又はその通知の写し ・ 健康保険組合等による資格証明書（申請法人への在籍を証明するもの）（原本提出） ほか	
※ 次のページに注意事項を記載しているので、必ず参照すること。	



(2) 常勤役員等（経営）及び直接補佐者の確認資料	
常勤役員等（経営）及び直接補佐者を置く場合は、その全員について以下①～③の資料がそれぞれ必要です。なお、般・特新規、業種追加、更新の申請においては、③は不要です。	
①【申請日現在での常勤性を確認できる資料】	常勤性の定義についてはP7参照
(個人事業主の場合) 以下ア及びイ	
ア 他の事業者の社会保険へ加入していないことを証明する資料	
直近決算の個人所得税確定申告書の写し（第一表、第二表、受信通知（メール詳細）） ※ 令和7年1月以降に紙で提出した確定申告書の写しを提出する場合は、都税事務所発行の個人事業税の納税証明書（原本）又は税務署発行の納税証明書（その2）で事業所得金額の証明があるもの（原本）を併せて提出すること（対応する年度について、P86下も参照）。 ※ 個人番号の記載がある場合は、非表示に（マスキング等）してから提出してください。	
イ 本人の住所、生年月日を確認できる資料（以下のいずれか）	
・ 健康保険の資格確認書の写し（有効期限内のもの）（「資格情報のお知らせ」とは異なる） ・ 運転免許証の写し（有効期限内のもの）（両面） ・ 発行後3カ月以内の住民票（個人番号及び住民票コードを省略したもの）（原本提出）	
(法人の場合) 以下アの資料（アに生年月日が記載されていない場合にイの資料も併せて提出）	
ア 申請者への所属を証明する資料（以下のいずれか）	
a 健康保険・厚生年金保険被保険者に関する標準報酬決定通知書の写し b (70歳以上の場合) 厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額のお知らせの写し c 健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し d (70歳以上の場合) 厚生年金保険70歳以上被用者該当及び標準報酬月額相当額のお知らせの写し e (新規に認定する者に限り) 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（受付印のあるもの） f (70歳以上の新規に認定する者に限り) 厚生年金保険70歳以上被用者該当届（年金事務所の受付印のあるもの） g 厚生年金保険の被保険者記録照会回答書の写し h 健康保険の資格確認書の写し（事業所名の記載があり有効期限内のものに限る） i 健康保険組合等による資格証明書（申請法人への在籍を証明するもの）（原本提出） j 住民税特別徴収税額通知書（徴収義務者用）の写し k (新規に認定する者に限り) 特別徴収切替届出（受付印のあるもの）の写し l 直近決算の法人用確定申告書の写し（表紙（別紙一）、役員報酬明細、受信通知（メール詳細）） ※ 申請法人において役員として一定額の役員報酬を得ていることを証する必要がある。 ※ 令和7年1月以降に紙で提出した場合は都税事務所発行の法人事業税の納税証明書（原本）を併せて提出すること。	
イ 本人の生年月日を確認できる資料（以下のいずれか）	
・ 健康保険の資格確認書の写し（有効期限内のもの）（「資格情報のお知らせ」とは異なる） ・ 運転免許証の写し（有効期限内のもの）（両面） ・ 発行後3カ月以内の住民票（個人番号及び住民票コードを省略したもの）（原本提出）	
※ 次のページに注意事項を記載しているので、必ず参照すること。	

3 登録基幹技能者の追加

建設業法第 26 条第 1 項に定める主任技術者の要件を満たすと認められる登録基幹技能者について、以下の 3 つを追加 …P80

- ・ 登録道路等法面保護基幹技能者
- ・ 登録斜面防災基幹技能者
- ・ 登録石材施工基幹技能者

建設業の種類	基幹技能者																																		建設業の種類
	登録道路等法面保護基幹技能者	登録斜面防災基幹技能者	登録石材施工基幹技能者	登録土木工事基幹技能者	登録建築大工工事基幹技能者	登録建築大工工事基幹技能者	登録建築大工工事基幹技能者	登録建築大工工事基幹技能者	登録建築大工工事基幹技能者	登録建築大工工事基幹技能者	登録建築大工工事基幹技能者	登録建築大工工事基幹技能者	登録建築大工工事基幹技能者	登録建築大工工事基幹技能者	登録建築大工工事基幹技能者	登録建築大工工事基幹技能者	登録建築大工工事基幹技能者	登録建築大工工事基幹技能者	登録建築大工工事基幹技能者	登録建築大工工事基幹技能者	登録建築大工工事基幹技能者	登録建築大工工事基幹技能者	登録建築大工工事基幹技能者	登録建築大工工事基幹技能者	登録建築大工工事基幹技能者	登録建築大工工事基幹技能者	登録建築大工工事基幹技能者	登録建築大工工事基幹技能者	登録建築大工工事基幹技能者	登録建築大工工事基幹技能者	登録建築大工工事基幹技能者	登録建築大工工事基幹技能者			
大工と石工	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大工と石工
電管																																			電管
土木																																			土木
建築																																			建築
機械																																			機械
電気																																			電気
その他																																			その他

※平成30年4月1日までに交付された講習修了証（旧形式）でも、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習
 上の表で○印のある講習については、従前の講習修了証を有している者は、当該講習修了証に記載された業務経験を有する建設業の種類について10年以上の実務経験を確保に有していることから、従前の講習修了証であっても主任技術者の要件を満たしていると確認できる。なお、登録機械土工基幹技能者講習、登録土木基幹技能者講習及び登録運動施設基幹技能者講習においては、「土木工事業」についても実務経験を有する建設業の種類として定められているが、土木工事業については、主任技術者の要件として認められていないことに留意する必要がある。

4 その他

- ・ 窓口においてのマナー向上をお願いする一文を追記
- ・ 窓口のレイアウト変更に伴いフロア図を修正 …P11
- ・ 建設業許可・経営事項審査電子申請システムにおける注意事項を追記 …P18
- ・ 文言や本文体裁の調整、修正等